

資料1 公共用水域水質常時監視 測定方法

区分	項目	水 質			底質
		河 川	海 域	ため池	
一般項目	気温	日本産業規格(以下「規格」という。K0102-1 6 に定める方法	同左	同左	同左
	水温	規格 K0102-1 6 に定める方法	同左	同左	
	泥温				規格 K0102-1 6 に定める方法
	外観	規格 K0102-1 7 に定める方法	同左	同左	
	水色		ハーモニックカラーチャートによる方法		
	臭気	規格 K0102-1 11.2 に定める方法	同左		規格 K0102-1 11 に定める方法
	透視度	規格 K0102-1 8 に定める方法(100cm までの透視度計を用いること。)	同左	同左	
	透明度		海洋観測指針による方法		
	強熱減量				環境省水・大気環境局底質調査方法(平成 24 年 8 月 8 日付け環水大発第 120725002 号、以下「底質調査方法」という。) II 4.2 に掲げる方法
	pH(底質)				底質調査方法 II 4.4 に掲げる方法
	COD(底質)				底質調査方法 II 4.7 に掲げる方法
	全硫化物				底質調査方法 II 4.6 に掲げる方法
	ヨウ素消費量				下水試験法(昭和 37 年 下水の水質の検定方法等に関する省令(H17 改正))に定める方法
	酸化還元電位 含水率				底質調査方法 II 4.5 に掲げる方法 底質調査方法 II 4.1 に掲げる方法(乾燥減量(含水率))
粒度分布				2mm、63 μm メッシュのふるいによる方法	
生活環境項目	pH(水質)	規格 K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	同左	
	DO	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	同左	
	BOD	規格 K0102-1 18 に定める方法		同左	
	COD(水質)	規格 K0102-1 17.2 に定める方法	同左	同左	
	SS	昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号付表(以下「付表」という。) 8 に掲げる方法	同左	同左	
	n-ヘキサン抽出物質	規格 K0102-1 22.5 に定める方法	同左		
	全窒素(水質)	規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5(規格 K0102-2 17.5.3.2 を除く。)に定める方法	規格 K0102-2 17.4 又は 17.5(規格 K0102-2 17.5.3.2 を除く。)に定める方法	規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5 (規格 K0102-2 17.5.3.2 を除く。)に定める方法	
	全リン(水質)	規格 K0102-2 18.4(規格 K0102-2 18.4.1.4 の b)を除く。)に定める方法	同左	同左	
	全亜鉛(水質)	規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	同左	同左	
	ノニルフェノール	付表 9 に掲げる方法	同左	同左	
	ふん便性大腸菌群数	水浴場水質判定基準付表 1 の第 1 又は第 2 に定める方法			
	大腸菌数	規格 K0102-5 5.6.2(規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。)			
LAS	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法	同左	同左		
健康項目	カドミウム	規格 K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法	同左	同左	底質調査方法 II 5.1 に掲げる方法
	全シアン	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表 1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法	同左	同左	底質調査方法 II 4.11 に掲げる方法
	鉛	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法	同左	同左	底質調査方法 II 5.2 に掲げる方法
	六価クロム	規格 K0102-3 24.3(24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7.7 の a)又は b)に定める操作を行うこと。	同左	同左	
	砒素	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法	同左	同左	底質調査方法 II 5.9 に掲げる方法
	総水銀	付表 2 に掲げる方法	同左	同左	底質調査方法 II 5.14.1 に掲げる方法
	アルキル水銀	付表 3 に掲げる方法	同左		底質調査方法 II 5.14.2 に掲げる方法
	PCB	付表 4 に掲げる方法	同左	同左	底質調査方法 II 6.4 に掲げる方法
	ジクロロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左		

区分	項目	水 質			底質
		河 川	海域	ため池	
健康項目	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,1,2-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	トリクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	テトラクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	同左	同左	
	チウラム	付表 5 に掲げる方法	同左	同左	
	シマジン	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	同左	同左	
	チオベンカルブ	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	同左	同左	
	ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	セレン	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法	同左	同左	
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法		同左	
	ふっ素	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は 5.2(蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び 5.5 に定める方法		同左	
	ほう素	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法		同左	
1,4-ジオキサン	付表 7 に掲げる方法	同左	同左		
要監視項目	ホルムアルデヒド	平成 15 年環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号付表 2 に掲げる方法			
	ニッケル	規格 K0102-3 18.4、18.5 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長 232.0nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)			
	モリブデン	規格 K0102-3 27.2、27.3 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法(ただし、測定波長 313.3nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(Ⅱ)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)			
	アンチモン	規格 K0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法			
	全マンガン	規格 K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法			
	4-tert-オクチルフェノール	平成 25 年 3 月 27 日付け環境省通知環水大発第 1303272 号付表(以下「二十五通知付表」という。))1 に掲げる方法	同左	同左	
	アニリン	二十五通知付表 2 に掲げる方法	同左	同左	
	2,4-ジクロロフェノール	二十五通知付表 3 に掲げる方法	同左	同左	
	PFOS 及び PFOA	令和 2 年 5 月 28 日付け環境省通知環水大発第 2005281 号及び環水大土発第 2005282 号付表 1 に掲げる方法	同左		
特殊項目	フェノール類	規格 K0102-4 5.2.3(ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3 に規定する方法を除く。)又は 5.2.4(ただし、試験操作を行うときは、規格 K0170-5 のうち 6.3.2、6.3.3 又は 6.3.4 に規定する方法に限る。)に定める方法	同左		規格 K0102-4 5.2 に定める方法
	銅	規格 K0102-3 11.3、11.4、11.5 又は 11.6 に定める方法			底質調査方法Ⅱ 5.3 に掲げる方法
	鉄(溶解性)	規格 K0102-3 16.3、16.4 又は 16.5 に定める方法規格 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法			
	マンガン(溶解性)	規格 K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法			
	クロム	規格 K0102-3 24.2 に定める方法			底質調査方法Ⅱ 5.12.2 に掲げる方法
	全窒素(底質)				底質調査方法Ⅱ 4.8.1 に掲げる方法又はⅡ 4.10 備考 1 に定める方法
	全磷(底質)				底質調査方法Ⅱ 4.9.1 に掲げる方法
その他項目	亜鉛(底質)				底質調査方法Ⅱ 5.4 に掲げる方法
	アンモニア性窒素	規格 K0102-2 13 に定める方法			
	亜硝酸性窒素	規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法			
	硝酸性窒素	規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法			
	有機性窒素	規格 K0102-2 16 に定める方法規格 44 に定める方法			

区分	項目	水質			底質
		河川	海域	ため池	
その他項目	懸濁態窒素		Dumas 法、日本化学会編「実験化学講座」1 に掲げる方法		
	オルトリン酸態燐	規格 K0102-2 18.2 に定める方法			
	電気伝導率	規格 K0102-1 13 に定める方法		同左	
	塩化物イオン	規格 K0102-2 6.2 に定める方法又は上水試験方法に定める方法		同左	
	塩分		海洋観測指針による方法(サリノメーター)		
	陰イオン界面活性剤	規格 K0102-4 6.2 に定める方法	同左		
	非イオン界面活性剤	規格 K0102-4 6.3 に定める方法又は上水試験方法に定める方法	同左		
	クロロフィル a	上水試験方法に定める方法	海洋観測指針による方法(抽出蛍光法)	上水試験方法に定める方法	
	フェオ色素	上水試験方法に定める方法(ローレンツェン法)	海洋観測指針による方法(抽出蛍光法)		

資料2 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号・改正令和7年環境省告示第35号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法	対象水域	達成期間
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	全 公 共 用 水 域	直ちに達成され、維持されるように努める
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は付表 1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法		
鉛	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法		
六価クロム	0.02mg/L以下	規格 K0102-3 24.3 (24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法 (ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。		
砒素	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法		
総水銀	0.0005mg/L以下	付表 2 に掲げる方法		
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法		
PCB	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法		
チウラム	0.006mg/L以下	付表 5 に掲げる方法		
シマジン	0.003mg/L以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
セレン	0.01mg/L以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法		
ふっ素	0.8mg/L以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法		
ほう素	1mg/L以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表 7 に掲げる方法		
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>			

(2) 生活環境保全に関する環境基準

① 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	水域 類型 ごと に 指 定 す る 水 域
A	水道 2級 水産 1級 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	
B	水道 3級 水産 2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下	
C	水産 3級 工業用水 1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以 下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以 下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又は ガラス電極を用いる 水質自動監視測定装 置によりこれと同程 度の計測結果の得ら れる方法	規格 K0102-1 18 に定める方法	付表 8 に掲げる方 法	規 格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める 方法又は隔膜電極若 しくは光学式センサ を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規 格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。)に 定める方法 (ただし、 試料採取後直ちに試 験ができないときは、 0～5℃ (凍結させ ない) の暗所に保存 し、9 時間以内に試 験することが望ましく、 12 時間以内に試験 する。)	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 (0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする (海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものをいう (海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道 1 級を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。</p> <p>6 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない (海域もこれに準ずる。)</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等 β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。					

② 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	検出されないこと。	水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2 に定める方法（ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。) に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。）	規格 K0102-1 22.5 に定める方法	
備考 1 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10W/V%）1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10W/V%）1mLとアジ化ナトリウム溶液（4W/V%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD (O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL） (b) : 蒸留水について行った空試験値（mL） $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。 3 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及 び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は 17.5 (17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格 K0102-2 18.4 (18.4.1.4 のbを除く。)に定める方法	
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種： 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び その塩(LAS)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、 12.3、12.4及び12.5に 定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法	

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当 水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生 する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産で きる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	水域類型ごとに 指定する水 域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息でき る場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生 生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水 域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再 生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4及び21.5に定める方法 又は付表10に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

○水域類型の指定

(ア) 名古屋市内水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
荒 子 川 (全 域)	E	イ	平成9年3月31日 愛知県告示
中 川 運 河 (全 域)	E	イ	
堀 川 (全 域)	D	イ	
山 崎 川 (全 域)	D	イ	
天 白 川 (全 域)	C	イ	

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
荒 子 川 (全 域)	生物B	イ	平成25年12月24日 愛知県告示
中 川 運 河 (全 域)	生物B	イ	
堀 川 (全 域)	生物B	イ	
山 崎 川 (全 域)	生物B	イ	
天 白 川 (全 域)	生物B	イ	

(イ) 庄内川等水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
庄 内 川 中 流 (1) (水野川合流点より上流)	A	イ	令和2年3月31日 愛知県告示
庄 内 川 中 流 (2) (水野川合流点から水分橋まで)	C	イ	
庄 内 川 下 流 (水分橋より下流)	C	イ	
矢 田 川 上 流 (大森橋より上流)	D	イ	
矢 田 川 下 流 (大森橋より下流)	C	イ	
新 川 下 流 (新橋より下流)	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示
五 条 川 下 流 (待合橋より下流)	D	イ	
日 光 川 (全 域)	D	イ	

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
庄 内 川 (全 域)	生物B	イ	平成25年12月24日 愛知県告示
矢 田 川 (全 域)	生物B	イ	
新 川 下 流 (新橋より下流)	生物B	イ	
五 条 川 下 流 (待合橋より下流)	生物B	ハ	
日 光 川 (全 域)	生物B	ハ	

(ウ) 名古屋港水域

ア 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
名古屋港 (甲) (注の水域)	海域C	ハ	平成14年3月29日 環境省告示

注 木曽川左岸導流堤南端と外港第1航路第1燈標(北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒)を結ぶ線、同地点と知多町と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域。

イ 全窒素、全燐に係る環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾 (イ) (注の水域)	海域IV	イ	平成14年3月15日 環境省告示

注 木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾燈標まで引いた線、同燈標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水 域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾 (注1の水域)	生物A	イ	平成24年11月2日 環境省告示
伊勢湾 (イ) (注2の水域)	生物特A	イ	

注1 愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良子岬まで引いた線、同地点から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)、伊勢湾(ハ)、伊勢湾(ニ)、伊勢湾(ホ)、伊勢湾(ヘ)、伊勢湾(ト)に係る部分を除いたもの。

2 藤前干潟(愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域)

エ 底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型指定

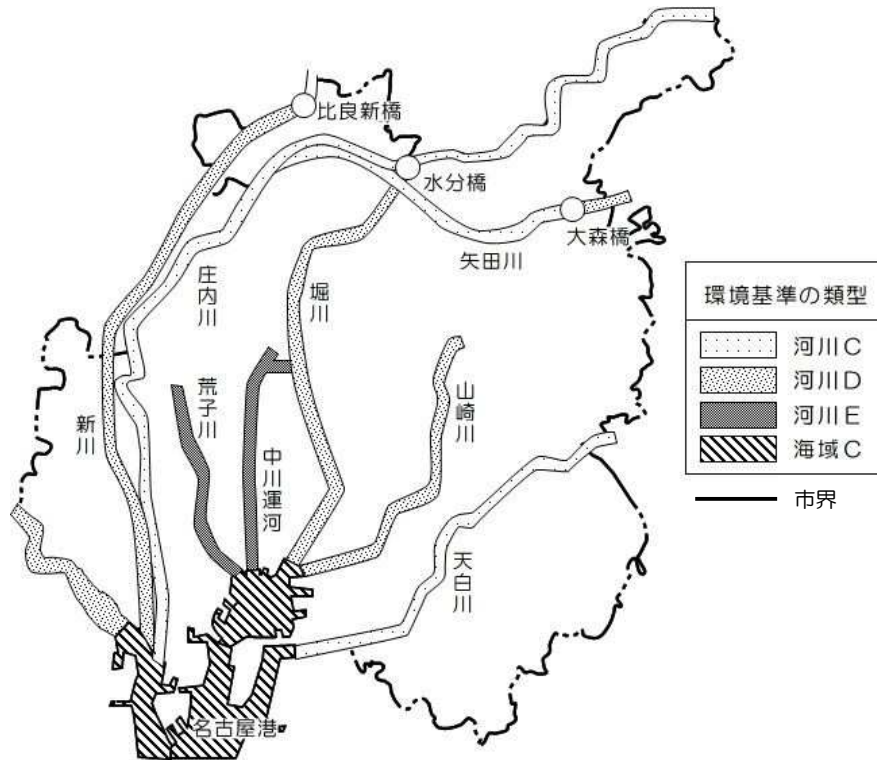
水 域	該当類型	達成期間	備考
名古屋港 (注の水域)	生物2	—	令和4年12月20日 環境省告示

注 高潮防波堤(鍋田堤)の南東端(北緯35度0分43秒、東経136度47分51秒)と高潮防波堤(中央堤)の北西端(北緯35度0分34秒、東経136度48分6秒)を結ぶ線、高潮防波堤(中央堤)の南東端(北緯34度59分51秒、東経136度49分12秒)と高潮防波堤(知多堤)の北西端(北緯34度59分38秒、東経136度49分32秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

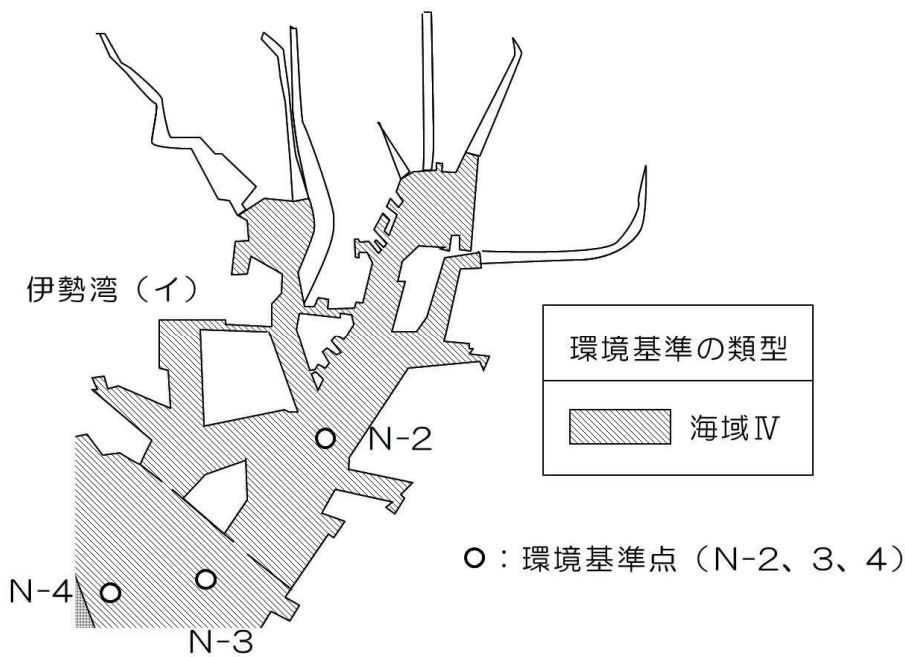
注：達成期間の分類

分 類	達 成 期 間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的速やかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成

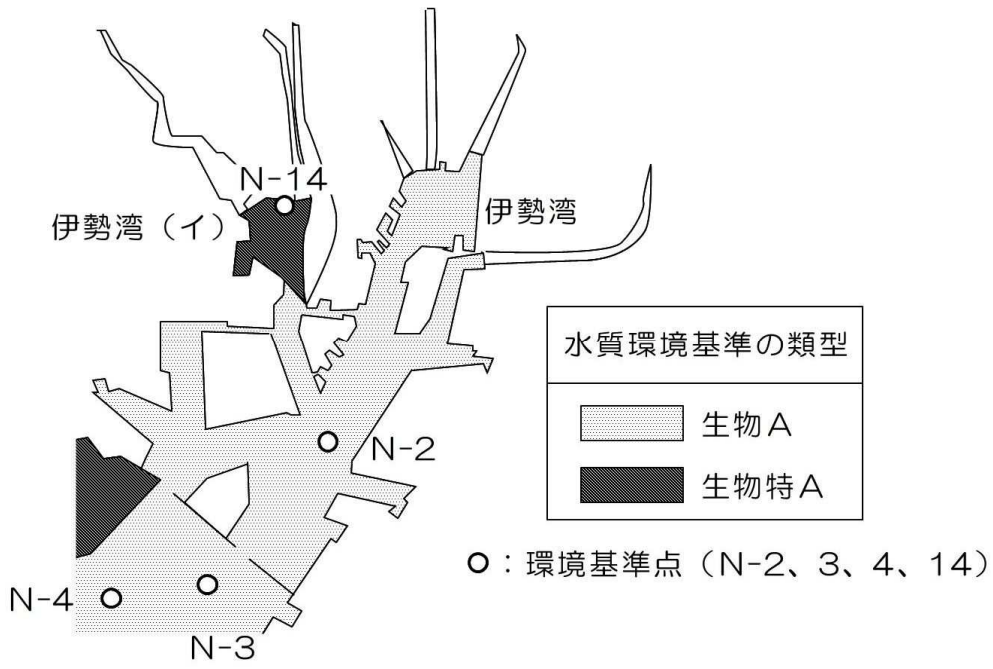
○各水域の環境基準の類型（全窒素、全燐に係る環境基準、水生生物の保全に係る水質環境基準及び底層溶存酸素量に係る環境基準の類型を除く）



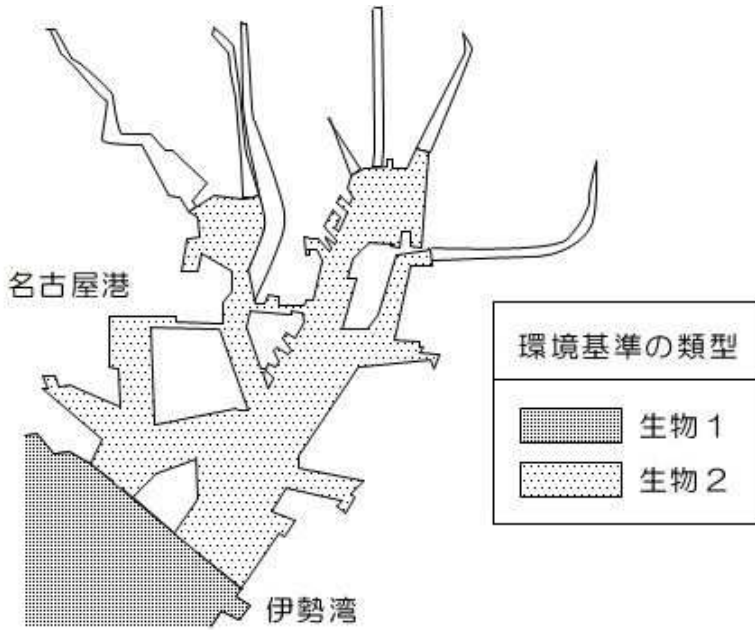
○全窒素及び全燐に係る環境基準の類型



○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型



○底層溶存酸素量に係る環境基準の類型



資料3 水質汚濁に係る環境目標値

(平成17年名古屋市告示第402号・最終改正令和7年名古屋市告示第194号)

水質汚濁に係る環境目標値

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質の汚濁に関する目標

区分 水質のイメージ 項目	河川			ため池		海域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
	川に入っ ての遊 びが 楽し める	水際 での 遊 びが 楽し める	岸 辺 の 散 歩 が 楽し める	水 際 で の 遊 び や 自 然 観 察 が 楽し める	岸 辺 の 散 歩 が 楽し める	水 際 で の 遊 び が 楽し める	海 辺 の 散 歩 が 楽し める
水素イオン 濃度 (pH)	6.5以上8.5以下			—	—	7.8以上8.3以下	
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—	—	—
化学的 酸素要求量 (COD)	—	—	—	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下
浮遊物質 量(S S)	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下
溶存酸素 量(DO)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	—	—	5 mg/L 以上	
ふん便性 大腸菌群 数	1,000 個 /100mL 以下	—	—	—	—	—	—
全窒素	—	—	—	0.6 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
全 ^{りん} 磷	—	—	—	0.05 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
全亜鉛	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ノニル フェノール	0.002 mg/L 以下			0.002 mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	0.05 mg/L 以下			0.05 mg/L 以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
測定方法	告示の河川(湖沼を除く。)の測定方法 ふん便性大腸菌群数については、メン ブランフィルター法又は、疎水性格子 付きメンブランフィルター法			告示の湖沼の測定方法		告示の海域の測定方法	

注1 「測定方法」の欄において「告示」とは、昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号に掲げるものをいう。
 2 pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。
 3 BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。
 4 全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びため池のSSについては、年間平均値とする。

(3) 親しみやすい指標による目標

区分 水質の イメージ	河 川			ため池		海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
項目	川に入っ ての遊 びが 楽し める	水際 での 遊 びが 楽し める	岸 辺 の 散 歩 が 楽し める	水 際 で の 遊 び や 自 然 観 察 が 楽し める	岸 辺 の 散 歩 が 楽し める	水 際 で の 遊 び が 楽し める	海 辺 の 散 歩 が 楽し める
水のごり (透視度)	にごり が ない (おお むね 70 cm 以上)	にごり が 少 ない (おお むね 50 cm 以上)	にごり が あ る (おお むね 30 cm 以上)	にごり が 少 ない (おお むね 50 cm 以上)	にごり が あ る (おお むね 30 cm 以上)	にごり が ない (おお むね 70 cm 以上)	
水におい	顔を 近づ けて も不 快で ない こと。	水際 に寄 って も不 快で ない こと。	橋や 護岸 で不 快で ない こと。	不快 でな いこ と。		不快 でな いこ と。	
水の色	異常 な着 色の ない こと。			水の 華(ア オコ) 等の 異常 な着 色の ない こと。		赤潮 ・苦 潮等 の異 常な 着色 のな いこ と。	
水の流 れ	流れ のあ るこ と。			-	-	-	-
ごみ	ごみ が捨 てら れて いな いこ と。						
生き物	生き 物が 生息 ・生 育し てい るこ と。						
指標生 物	(淡水 域) アユ、 モロ コ類、 ヒラ タカ ゲロ ウ類、 カワ ゲラ 類	(淡水 域) カマ ツカ、 オイ カワ、 コカ ゲロ ウ類、 シマ トビ ケラ 類、 ハグ ロト ンボ	(淡水 域) フナ 類、 イト トン ボ類、 ミズ ムシ (甲 殻類)、 ヒル 類	オイ カワ、 ウチ ワヤ ンマ、 チョ ウト ンボ、 トビ ケラ 類、 ガガ ブタ、 クロ モ、 ヒル ムシ ロ類、 コウ ホネ	フナ 類、 イト トン ボ類、 コシ アキ トン ボ、 ミズ カマ キリ 類、 ヨシ、 ガマ 類、 ヒシ 類	(海 域) クロ ダイ、 マハ ゼ、 シロ ギス、 カレ イ類、 ヤド カリ 類、 アサ リ	(海 域) ボラ、 スズ キ、 イン ギン チャ ク 類、 フジ ツボ 類 (干 潟) ニホ ンド ロソ コ エビ、 ゴカ イ類、 ヤマト オサ ガニ
	(汽水 域) マハ ゼ、 スズ キ、 ボラ、 ヤマ トシ ジミ		(汽水 域) フジ ツボ 類、 ゴカ イ類			(干 潟) チゴ ガニ、 アナ ジャ コ、 ヤマ トシ ジミ	

(4) 達成年度

①水の安全性に関する目標

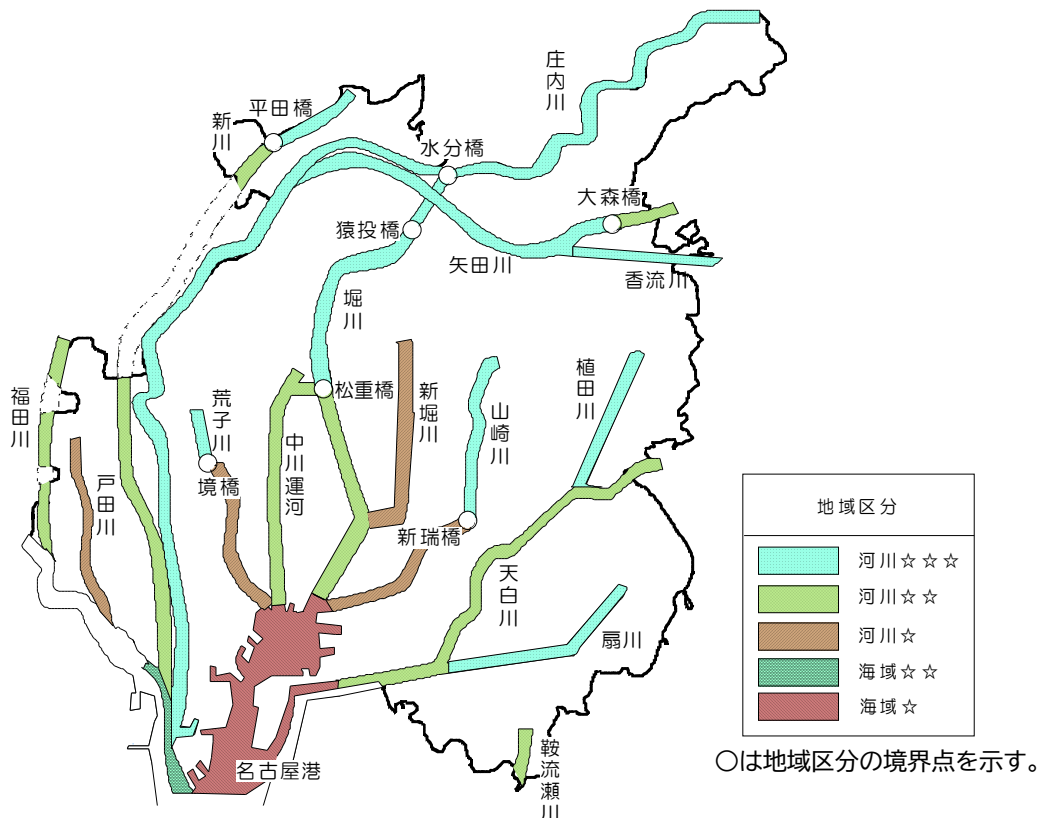
設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

②水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標

令和12年度(2030年度)を目途として、その達成維持を図るものとする。

(5) 地域区分

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川上流部（水分橋から上流の水域に限る。）、庄内川下流部（水分橋から下流の水域に限る。）、矢田川下流部（大森橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、鞍流瀬川（全域）、矢田川上流部（大森橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
ため池	☆☆	水際での遊びや自然観察が楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域



資料4 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

(1) 環境基準項目

(平成9年環境庁告示第10号)

項目	測定方法	基準値	報告下限値
カドミウム	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	0.003mg/L 以下	0.0005mg/L
全シアン	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	検出されないこと	0.1mg/L
鉛	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.005mg/L
六価クロム	規格 K0102-3 24.3（規格K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から2までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から2までに定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（規格K0102-3 24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b)に定める操作を行うこと。	0.02mg/L 以下	0.01mg/L
砒素	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.005mg/L
総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L
アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/L
P C B	公共用水域告示付表4に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/L
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.02mg/L 以下	0.002mg/L
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法	0.004mg/L 以下	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.1mg/L 以下	0.01mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.04mg/L 以下	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	1mg/L 以下	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.006mg/L 以下	0.0006mg/L
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.001mg/L
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.006mg/L 以下	0.0006mg/L
シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.003mg/L 以下	0.0003mg/L
チオベンカルブ	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.02mg/L 以下	0.002mg/L
ベンゼン	規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.001mg/L
セレン	規格K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.002mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は14.4 に定める方法	10mg/L 以下	0.10mg/L
ふっ素	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3 若しくは 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格 K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び規格 K0102-2 5.5 に定める方法	0.8mg/L 以下	0.08mg/L
ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5 又は5.6 に定める方法	1mg/L 以下	0.02mg/L
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.05mg/L 以下	0.005mg/L

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(2) 要監視項目

(令和2年環境省通知環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号)

項目	測定方法	指針値	報告下限値
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	令和2年5月28日付け環境省通知環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	0.00005mg/L 以下	0.000004mg/L
備考 PFOS及びPFOAの濃度は、令和2年5月28日付け環境省通知環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法により測定されたPFOSの濃度とPFOAの濃度の和とする。			